令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、令和6年7月の大雨により農地等が被災し、農作物等に著しい被害が生じた場合又は著しい被害が生じることが見込まれる場合における農地等被害の迅速な復旧に資するため、小規模な農地等被害を原形に復旧する事業（第3条において「小規模農地等災害緊急復旧事業」という。）に取り組む団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、令和6年度山形県小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金交付要綱（令和6年8月8日付け庄総農計第431号山形県庄内総合支庁長通知）、令和6年度小規模農地等災害緊急復旧事業実施要領（令和6年8月8日付け庄総農計第431号山形県庄内総合支庁長通知）及び庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体等）

第2条　補助金の交付対象となるもの（以下「事業実施主体」という。）は、次のとおりとする。

(1)　農業法人（農事組合法人、株式会社又は持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）であって、農業を営むものをいう。）

(2)　農業者（経営耕地面積が30アール以上又は1年間の農産物販売金額が50万円以上のものをいう。）

(3)　農業者の組織する団体（3戸以上の農業者により組織される団体のうち、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について定めのあるものをいう。）

(4)　農業協同組合

(5)　土地改良区

（補助対象事業）

第3条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に定める要件のいずれにも該当する小規模農地等災害緊急復旧事業とする。ただし、庄内町農地農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例（平成31年庄内町条例第17号。次条において「分担金徴収条例」という。）第2条第1号に規定する災害復旧事業の対象となる事業を除く。

(1)　令和6年7月に発生した大雨に起因する畦畔崩落、法面崩壊、土砂流入、土砂流出等の農地等被害の原形復旧のための工事（以下この条及び次条において「復旧工事」という。）であること。

(2)　農作物被害が生じた又は生じることが見込まれること。

(3)　原則として1箇所の復旧工事に要する経費が40万円未満であること。

(4)　業者への発注等により行う復旧工事であること。

(5)　原則として令和7年3月14日までに復旧工事が完成すること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、農地（田又は畑）又は農業用施設（水路、道路、ため池等）の復旧工事に要する次に掲げる経費とする。

(1)　工事費（業者への発注等によるもの）

(2)　資材購入費

(3)　機械器具レンタル料等

(4)　前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める経費

2　補助金の額は、事業箇所ごとの補助金の額の合計とし、事業箇所１箇所当たりの額は、補助対象経費に相当する額に100分の93を乗じて得た額とする。この場合において、算出された額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3　前2項の規定により補助対象経費から補助金の額を減じた額が、分担金徴収条例第5条に規定する分担金の額と著しく権衡を失する場合に限り、予算の範囲内で補助金の額を増額することができるものとする。

（交付申請）

第5条　規則第4条に規定する交付申請書の提出期限は、町長が別に定める日とし、同条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

(1)　事業計画書（様式第1号）

(2)　収支予算書（様式第2号）

(3)　位置図（補助対象事業を実施する位置が分かる図面）

(4)　事業実施主体が農業者の組織する団体である場合は、組織及び運営に関する規程又は約款

(5)　被害状況写真

(6)　事業費算定根拠（見積書等）

(7)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2　事業実施主体は、規則第4条の規定による補助金の交付の申請に当たって、交付を受けようとする補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の条件）

第6条　規則第6条第1項第1号イ若しくはロの規定により補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分を変更しようとするときは、令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業計画変更承認申請書（様式第3号）に変更後の事業計画書及び収支予算書を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2　規則第6条第1項第1号ハの規定により補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業計画中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

3　規則第6条第1項第2号の規定により補助対象事業の遂行について町長の指示を受けようとするときは、令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業遂行状況報告書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

4　規則第6条第2項の規定により町長が付する条件は、前条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととする。

　（交付決定の通知等）

第7条　町長は、規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定に当たっては、第5条第2項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適正と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。

2　規則第7条に規定する補助金の交付の決定の通知は、令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

（実績報告）

第8条　規則第13条に規定する実績報告書の報告期限は、補助対象事業が完了した日（交付決定の日において補助事業を完了している場合にあっては、当該交付決定の日）から起算して20日を経過する日又は令和7年3月21日のいずれか早い日までとし、同条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

(1)　事業成績書（様式第1号）

(2)　収支精算書（様式第2号）

(3)　復旧後写真

(4)　前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2　第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

3　第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）に次に掲げる資料を添えて、速やかに町長に報告しなければならない。

　(1)　消費税確定申告書の写し

(2)　付表2課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し

(3)　消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）

(4)　事業実施主体が消費税法第60条第4項に規定する法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める資料

4　町長は、前項の報告があった場合には、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（概算払）

第9条　町長は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2　規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた事業実施主体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金概算払請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条　規則第14条に規定する補助金の額の確定通知は、令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金交付額確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

（帳簿の備付け等）

第11条　事業実施主体は、規則第20条に規定する補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びにその証拠書類を、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間整理保管しておかなければならない。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　この要綱は、公布の日から施行し、令和6年7月7日から適用する。

様式第1号（第5条、第6条、第8条関係）

事　業　計　画　（　成　績　）　書

（災害名　　　　　　　　）

1　事業の目的及び概要

　(1)　目的

　(2)　実施（予定）期間　　　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日

　(3)　実施（予定）概要

2　事業の内容及び経費の配分

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業の内容 | 総事業費 | 補助対象経費 | 事業費の内訳（経費の配分） | 実施期間 | 摘　要（事業完了年月日） |
| 事業実施主体（名称・代表者名・住所） | 事業対象農家戸数 | 所在地 | 被害の内容 | 箇所番号 | 工種 | 事業量 | 町補助金 | その他 | 着　工（予定）年月日 | 竣　工（予定）年月日 |
|  |  戸 |  |  |  |  |  |  円 | 　　円 | 　　円 | 　　円 |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |  |  |

(注)1　被害の内容は、被害品目並びに被害を受けた農地等の種別（田、畑、水路、農道、ため池等）及び面積等を記載すること。

　　　2　工種は畦畔復旧、土砂撤去など具体的な工事内容を記載すること。

　　　3　事業費の内訳のうち、町補助金については、１円未満の端数を切り捨てること。

　　　4　添付書類

　　　　(1)　位置図（補助対象事業を実施する位置が分かる図面）

(2)　事業実施主体が農業者の組織する団体である場合は、組織及び運営に関する規程又は約款（交付申請の場合に限る。）

(3)　被害状況写真（実績の報告の場合は、復旧後写真）

　　　　(4)　事業費積算根拠（見積書等）

　　　　(5)　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）

様式第2号（第5条、第6条、第8条関係）

収　支　予　算　（　精　算　）　書

1　収入の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 本年度予算額（本年度精算額） | 付　　　　　記 |
| 町補助金 | 円 |  |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
| 計 | 円 |  |

2　支出の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 本年度予算額（本年度精算額） | 付　　　　　記 |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
| 計 | 円 |  |

(注)　収支精算書の付記欄には区分ごとに収入済額（支出済額）、収入未済額（支出予

定額）を明記のこと。

様式第3号（第6条関係）

年　　月　　日

　庄内町長　　　　　　　　　宛

申請者　住所又は所在地

　　　　氏名又は名称及び代表者氏名

令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業計画変更（中止・廃止）承認申請書

　　　　　年　　月　　日付け第　　号をもって交付の決定の通知があった令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業について、下記の理由により別添のとおり変更（中止・廃止）したいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第1号の規定により申請する。

記

変更（中止・廃止）の理由

(注)1　交付決定を受けた事業計画書の変更箇所を加筆修正（変更前と変更後が判るように二段書とする）した該当資料を添付して提出すること。なお、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

2　補助金の額が増額する場合は、件名の「令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業計画変更承認申請書」を「令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業計画の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記の理由により別添のとおり変更したいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第1号の規定により申請する。」を「下記の理由により別添のとおり変更したいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第1号の規定により補助金　　　円を追加交付されたく申請する。」とする。

様式第4号（第6条関係）

年　　月　　日

　庄内町長　　　　　　　　　宛

申請者　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び代表者氏名

令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業遂行状況報告書

　　　　　年　　月　　日付け第　　号をもって交付の決定の通知があった令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業について、下記のとおり予定期間内に完了しないと見込まれる（遂行が困難となった）ので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第2号の規定により報告します。

記

1　補助対象事業が予定期間内に完了しない理由又は補助対象事業の遂行が困難となった理由

2　遂行状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 総事業費 | 事　業　の　遂　行　状　況 | 備　考 |
| 　　　　年　　月　　日までに完了したもの | 　　　　年　　月　　日以降に実施するもの |
| 事　業　費 | 出来高比率 | 事　業　費 | 事業完了予定年月日 |  |
|  | 円 | 円 | ％ | 円 |  |  |

様式第5号（第7条関係）

令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金交付決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　様

庄内町長　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで申請があった令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金について、庄内町補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1　補助金の交付決定額　　　　　　　　　　　円

2　交付の条件

(1)　補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分を変更しようとするときは、令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業計画変更承認申請書に変更後の事業計画書及び収支予算書を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならないこと。

(2)　補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業計画中止（廃止）承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならないこと。

(3)　補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合において、補助対象事業の遂行について町長の指示を受けようとするときは、令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業遂行状況報告書を町長に提出しなければならないこと。

(4)　 令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金交付要綱第5条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこと。

様式第6号（第8条関係）

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年　　月　　日

庄内町長　　　　　　　　　宛

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

年　　月　　日付け第　　号で交付決定があった令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金について、令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1　庄内町補助金等の適正化に関する規則第14条の規定による補助金の額の確定額

（　　　　年　　月　　日付け第　　号による額の確定通知）

金　　　　　　　　　　円

2　補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金　　　　　　　　　　円

3　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金　　　　　　　　　　円

4　補助金返還相当額（3－2）　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

(注)　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

(1)　消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

(2)　付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

(3)　3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）

(4)　事業実施主体が消費税法第60条第4項に規定する法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(5)　その他（　　　　　　　　　　　　　）

5　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合は、その状況を記載すること。（消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。）

6　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合は、その理由を記載すること。

(注)　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

(1)　免税事業者の場合は、補助対象事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書など売上高を確認できる資料

(2)　簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助対象事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

(3)　3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）

(4)　事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

様式第7号（第9条関係）

年　　月　　日

庄内町長　　　　　　　　　宛

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金概算払請求書

　　　　　年　　月　　日付け第　　号をもって交付の決定の通知があった令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金について、令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

1　交付決定額　　　　　　　　　　　円

2　既受領済額　　　　　　　　　　　円

3　今回請求額　　　　　　　　　　　円

4　残　　　額　　　　　　　　　　　円

5　概算払を必要とする理由

6　振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 店名 |  |
| 種目 | 普通　　・　　当座　　・　　その他（　　　　） |
| 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |

様式第8号（第10条関係）

令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金交付額確定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　様

庄内町長　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで実績報告があった令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業に対する交付額を下記のとおり確定したので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第14条の規定により通知します。

記

　補助金の確定額　　　　　　　　　　　円